

第1 請求の受付

1 請求人

2 目黒区職員措置請求書の提出

令和5年3月14日

3 請求の内容

請求人が提出した目黒区職員措置請求書（別添）による請求の要旨及び措置請求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

ア 常時、保育園の未徴収の保育料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っている。

イ 区は、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び滞納金に関する条例第3条及び目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び滞納金に関する条例施行規則第3条に違反し、延滞金を一律に賦課・徴収しておらず、金銭的に実損害を被っている。

(2) 措置請求

区長、副区長、区の職員（子育て支援部長、保育課長）が補填することの検討を含め、怠る事実によって区の被った損害を補填するために必要な措置をとること。再発防止を目的に、責任の所在の明確化と法令遵守の強化を行うこと。行政の透明性確保及び再発防止を目的に、本件の発生理由・経緯の調査及び調査結果の公表を行うこと。公表については、区民に対して十分な説明責任を果たすうえで必要な方法をとること。

(3) 事実証明書

ア 事実証明書1 目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び滞納金に関する条例

イ 事実証明書2 目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び滞納金に関する条例施行規則

ウ 事実証明書3 滞納額と滞納期別の表（目黒区保育課作成）

エ 事実証明書4 令和2年度、令和3年度 一般会計決算書（抜粋：不納欠損・収納未済額・延滞金）

4 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件監査請求に関わる監査対象事項については、「目黒区職員措置請求書」に「常時、保育園の未徴収の保育料に対して延滞金を課す行為自体を一律怠っていること」とあり、また、事実証明書4では、令和2年度及び3年度の目黒区一般会計歳入歳出決算書及び主要な施策の成果等報告書のうち、不納欠損額、収入未済額及び延滞金に係る部分のページが抜粋され添付されていることなど、「目黒区職員措置請求書」に記載されている内容及び請求人の陳述等を勘案し、令和2年度及び3年度の保育園の保育料の延滞金徴収事務を監査対象とし、次の点を確認する。

- (1) 保育園の保育料（以下「保育料」という。）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐために制度上のとりうる対策について
- (2) 保育料の現年度賦課分と滞納繰越分に係る収納状況について
- (3) 保育料の滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について
- (4) 滞納に伴う各種の方策の実施状況について
- (5) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係について
- (6) 関係規定である条例と規則に係る運用について
- (7) 今後の見直しについて

2 監査対象部局

子育て支援部及び区民生活部を監査の対象部局とし、関係書類の提出を求め調査を行うとともに、令和5年4月7日に説明聴取を実施した。

3 陳述及び新たな証拠の提出

令和5年3月29日、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、証拠の提出と陳述の機会を設けた。その際、請求人は請求の趣旨の補足説明を行った。

4 監査対象部局の説明（概要）

監査対象部局である子育て支援部及び区民生活部の本件監査請求に関する説明の概要は、次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

保育園は、「児童福祉法」並びに「子ども・子育て支援法」に基づき、保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である。

保育料は、保育園の施設利用にかかる経費の一部を保護者が負担するものであり、区では「目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例」により、所得階層に応じた保育料を定めている。

保育料の納付方法は、基本的に口座振替による納付を保護者には依頼している。令和3年度における保育所利用者負担金の収入率は、調定額9億7,000万円余に対して99.8%であり、滞納額は約821万円程度となっている。

なお、収入未済に関しては、利用者における負担の公平性から、督促行為などを通じて納付勧奨に努めるとともに、納付の意思がみられない一部の滞納者に関しては、「区の強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱」に基づき、債権回収を滞納対策課へ移管し、財産の差し押さえを行うなど適切な債権管理に努めている。

保育料の延滞金の徴収に関しては、児童福祉法に基づく事業であるという性格また、幼児教育保育の無償化の目的や趣旨を鑑み、23区において、現時点で徴収している区は2区のみである。

こうした状況を踏まえれば、保育料の滞納に伴う延滞金の徴収に関しては、債権回収の目的を十分考慮したうえで、納付者の負担能力と徴収に関する費用対効果なども参酌しつつ、実情に即した判断を行ってきたものと考えており、一律に徴収を怠ってきたというものではないと認識している。

保育料延滞金の減免については、結果として一律に延滞金徴収は行っていないものの、個々の納付相談の中で納付に係る資力の状況などを含めた事実把握の記録は残していることから、延滞金減免の根拠規則中の「均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき」に沿う運用を行っていると考ええる。

延滞金の徴収や減免に関して定めた区の条例及び規則に基づく適切な運用は、手続き等に要する人的配置やシステム環境の整備を図るなど、合理的な基準に基づく実現可能性及び福祉施策としての総合的な判断のもとで、適切に対応していく必要があると認識している。

(2) 弁明の理由

ア 保育料について

保育園は、「児童福祉法」並びに「子ども・子育て支援法」に基づき、保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設である。

保育料は、保育園の施設利用にかかる経費の一部を保護者が負担するもので

あり、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）により細分化され、原則、保護者の区市町村民税の所得割額を基に算定される。

区市町村では、国が定める保育料の基準額を上限として定めることとされ、区では「目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例」により、所得階層に応じた保育料を定めている。

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、その目的は「我が国における急速な少子化の進行及び幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るために実施されるもの」であり、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化、0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されており、加えて、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となっている。

保育料の種別は、区立保育園の保育料、延長保育料、緊急一時保育料、私立認可保育園の保育料、延長保育料、一時保育料等があるが、保育料滞納が発生した場合に延滞金を徴収する対象となる保育料は、区で利用調整（選考）を行っている、区立保育園及び私立保育園の保育料及び区立保育園の延長保育料である。

イ 区における保育料の現年賦課分と滞納繰越分に係る収納状況

本区における保育料の納付方法は、基本的に口座振替での納付を保護者には依頼しており、令和5年2月分保育料3,006件のうち、98%に当たる2,946件が口座振替を利用している。

令和3年度における保育所利用者負担金の収納率は、調定額970,502,430円、収入額968,644,320円、収納率99.8%であった。令和3年度決算時点における保育料未徴収額は821万円余である。

一方で、口座振替納付に際して、一部残高不足により引き落とせなかった結果、滞納になってしまう傾向がある。

その対策として、電子マネーをはじめクレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォンアプリ等の活用など、キャッシュレス納付の導入を検討しているが、設備投資及び維持管理経費が高額となることから、現状での導入には課題がある。

ウ 保育料の滞納を防ぐための対策について

保育料の滞納については、保育施設の利用を希望される方に配付している「令和5年度版保育施設利用のご案内」に「保育料を滞納した場合」という項目を設け、督促が行われること、保育園利用の申込みの際に優先順位で不利となること、また、地方税法の例により財産差し押さえ等の処分対象となること

を明記し、周知・啓発を行っている。

なお、保育園利用の申込みの際の優先順位で不利になる取扱いについては、納期限内で納付している納付者との公平性の観点から「令和5年度保育所入所利用調整会議における処理基準」（令和4年10月1日目子保第6902号決定）において設けているものである。

保育料の滞納が発生した場合は、保育課において納付勧奨・相談に適時対応しているほか、状況に応じて督促・催告を行い、生活状況や困窮度等の把握を行っている。

また、保育料の負担の公平性の観点から、「区の強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱」に基づき、所管課において徴収困難な案件については、債権回収を滞納対策課へ移管し、差し押さえ等により債権を回収するなど保育料の滞納を着実に解消している。

エ 保育料の滞納に伴う各種対策の実施状況について

保育料の未納者の入園・転園にかかる選考上不利となる仕組みの適用は、令和4年度に令和5年4月入所第2次利用調整において1件実施した。また、分納相談については、令和4年度、分納相談は5世帯（分納額785,490円 納付額630,440円）に対して実施した。一部の徴収困難な案件で滞納対策課へ移管したものは、令和3年度対象者に4名分（移管額：1,710,900円 収納金額：443,700円）を実施し、保育料の滞納の解消に努め、一定の成果を上げている。

保育料の延滞金の減免については、「目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例」第4条において、「区税の延滞金減免の例により、減免することができる」とされている。

延滞金徴収に関しては、個々の納付相談の中で、納付に係る資力の状況などを含めた相談記録を残していることから、延滞金減免の根拠条文「目黒区特別区税条例施行規則」第37条第5号「前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。」に沿う運用を行っていると考えている。

保育料に関する債権管理は「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の趣旨に鑑み、保育の提供を維持・継続しつつ、滞納の防止及び適切な債権の管理に努めており、保育料の延滞金の徴収について、一律に違法・不当に怠ってきたというものではないと認識している。

オ 保育料の延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について

23区における保育料の延滞金の徴収の状況については、現時点で徴収している区は、新宿区と杉並区の2区のみとなっている。多くの自治体は、徴収していない理由について、児童福祉施設である保育園の使用料という性格及び幼児教育保育の無償化の目的を踏まえての対応であると聞いている。

カ 延滞金の想定金額について

仮に、令和3・2年度における保育料の滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づき1件あたりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して「目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例」に基づき延滞金を試算すると、令和3年度は、1件あたりの滞納額は16,892円であり、当該滞納額に係る延滞金は2,351円、令和2年度では、1件あたりの滞納額は17,071円であり、延滞金は2,380円となった。

キ 延滞金にかかる条例と規則等の規定と運用に関する認識について

保育料に関する債権管理は、受益者負担の観点から、主として保育料本体の納付に注力しているところであるが、延滞金の徴収に関する条例及び規則等の規定に即した運用を行うことは、必要であると認識している。

一方で、延滞金の徴収に当たっては、滞納債権に係る納付を受けた後で、延滞期間の日数を決めて延滞金額が設定される。その後、延滞金の徴収にかかる納付書の送付や管理等の対応が必要となるなど通常の債権管理に加えて新たな業務が発生する。よって、法令等に則り、延滞金徴収を確実に履行する場合には、これらにかかるシステム改修経費及び人的経費等が別途必要となることから、これらを合わせた経費と延滞金の回収見込額との比較衡量を行うことは、当然に勘案すべき事項と考えている。

なお、先の最高裁判例（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）では、地方公共団体が有する債権の管理について、「原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量権はない。しかしながら、地方公共団体の長は、債権で履行期間後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たない」と認められるとき」に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立をしないことができる（地方自治法施行令171条の5第3号）」とされている。

ク 今後の対応について

これまで述べてきた通り、延滞金の徴収については、違法・不当に怠る事実によって、一律に徴収を怠ってきたという事実はない。

一方で、延滞金を含めた今後の保育料の徴収等にあたっては、改めて地方自治の本旨にたつてより適切な管理が可能となるよう、保育システムの改修や納付率向上に向けた環境整備、人員体制の確保など、全庁的な検討を通じて合理的な基準に基づく実現可能性及び福祉施策としての総合的な判断のもとで、適切に対処していく必要があると認識している。

第3 監査結果

1 事実関係の確認

(1) 滞納対策事務一元化の取組に係る主な経緯について

ア 平成24～25年度

- ① 行財政改革推進本部（「行革本部」）専門部会の一つとして滞納対策検討部会、下部組織として作業部会を設置
- ② 税務課（滞納対策担当課長）に債権回収対策担当係長を設置
- ③ 滞納対策事務の一元化に向けた課題整理（スケジュール、法令関係、個人情報保護審議会、債権の種類、債権別の課題）
- ④ 実施自治体の取組状況調査

イ 平成26年度

- ① 一元化に向けた取組（方針決定、条例等各種規定整備、組織改正等）

ウ 平成27年度

- ① 滞納対策事務の一元化組織を設置（当初の一元化）
税務課（滞納対策担当課長）において、債権回収対策担当係長を廃止し、債権回収係、債権回収支援担当係長を設置。国保年金課において、徴収整理担当係長を廃止
- ② 強制徴収債権（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、介護保険料）、及び非強制徴収債権（福祉資金等）の困難案件の移管を開始
- ③ 非強制・私債権回収に向けた取組の強化（研修を実施：5回）
- ④ 包括的一元化の時期・手法の検討

エ 平成28年度

- ① 部分的一元化の実施
4月に、国民健康保険料の困難案件を滞納対策課に移管し、一元管理・徴収を開始

オ 平成29年度

- ① 部分的一元化の拡大
4月に、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の全案件の徴収事務を滞納対策課で開始。税務課（滞納対策担当課長）において、徴収第三係設置
国保年金課において、納付相談係廃止

カ 令和2年度

- ① 税務課（滞納対策担当課長）の組織改正実施、徴収第四係設置
- ② 財産調査システムの試行導入
- ③ 自動架電システムの導入

キ 令和3年度

滞納対策部会を廃止

ク 債権管理適正化委員会について

目黒区債権の管理に関する条例施行規則（平成20年12月目黒区規則第88号）第5条第1項の規定に基づき、区の債権の管理について調査、検討等を行うため設置

(2) 保育料の延滞金徴収等に関わる関係法令について

ア 地方自治法第231条の3第1項

分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

イ 地方自治法第231条の3第2項

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

ウ 目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条第1項

収入金を納期限までに完納しない者に対し督促した場合においては、納期限の翌日から収入金の完納の日までの日数に応じ、収入金の額（100円未満のは数があるときは、これを切り捨てる。以下同じ。）に年7.3パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として徴収する。ただし、延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

エ 目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条第2項

前項の場合において、督促の際指定した期限後にかかる延滞金の額は、収入金の額に年14.6パーセントの割合を乗じて得た額とする。

オ 目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第4条

前条に規定する延滞金は、区税の延滞金減免の例により、減免することができる。

カ 目黒区特別区税条例施行規則第36条

法第15条第1項第3号・第4号若しくは第5号（法第15条の9第1項本文に規定する部分を除く。）又は法第15条の5第1項の規定により徴収を猶予し又は差押財産の換価を猶予した場合において、納税者又は特別徴収義務者が法第15条の9第2項各号の一に該当するときは、その猶予をした区税に係る延滞金額につき、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認めるものを限度として免除する。

キ 目黒区特別区税条例施行規則第37条

納税者又は特別徴収義務者が納期限までにその納付金を納付しなかった

こと又は納入金を納入しなかったことについて、次の各号のいずれかに該当する理由がある場合においては、その区税に係る延滞金額を減免する。

- (1) 災害により事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- (2) 納税者又は特別徴収義務者が死亡し、又は法令により身体を拘束された場合において、納税することができない事情があると認めるとき。
- (3) 解散した法人及び破産手続開始の決定を受けた者であつて、事情やむを得ないものがあると認めるとき。
- (4) 競売の開始があつたために交付要求をした場合において、その要求の日以後に係るものであるとき。
- (5) 前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。

ク 目黒区特別区税条例施行規則第38条

不足税額に係る延滞金額は、つぎの各号の一に該当する理由がある場合においては、これを減免する。

- (1) 更生若しくは決定の通知書の送達の実事をまったく知ることができない正当な理由があると認めるとき。
- (2) 賦課の誤りにより不足税額を生じたため追徴したものであるとき。
- (3) 前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。

ケ 目黒区特別区税条例施行規則第39条

前3条の規定によつて延滞金額の減免を受けようとする者は、別記第84号様式による申請書にその理由を証明すべき書類を添付して、これを区長に提出しなければならない。

コ 区の強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱第3条第1項

移管の対象となる滞納債権は、次の各号のいずれにも該当するもの（分割納付等により履行中のものを除く。）とする。

- (1) 公課の賦課処分及び督促処分が適法になされているもの
- (2) 納付交渉を行ったにもかかわらず、徴収困難に陥つたもの又は納付交渉を行うことが困難なもの
- (3) 滞納額（移管しようとする日の属する年度分の賦課に係る滞納額を除く。）が次に掲げる額以上であるもの
 - ア 介護保険料 100,000円
 - イ 保育所利用者負担金 100,000円（納期限から6か月を経過したもののについては、600円）
- (4) 滞納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていないもの
- (5) 移管を行う際、滞納者が国内に居住しており、かつ、その所在を確認でき

るもの

サ 非強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱第3条第1項

移管の対象となる滞納債権は、次の各号のいずれにも該当するもの（分割納付により履行中のものを除く。）とする。

- (1) 非強制徴収債権の契約及び督促等が適法になされているもの
- (2) 滞納者が資力があるにも関わらず、概ね1年以上納付若しくは返済がなく、又は分納不履行を繰り返しているもの
- (3) 滞納額（移管しようとする日の属する年度分の貸付金の返還に係る滞納額を除く。）が100,000円以上あるもの
- (4) 滞納者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けていないもの
- (5) 移管を行う際に滞納者が国内に居住しており、かつ、その所在を確認できるもの

シ 非強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱第3条第2項

前項の規定にかかわらず、滞納対策担当課長は、滞納債権について滞納債権所管課の課長（以下「滞納債権所管課長」という。）と協議の上、移管することが適当であると認める場合は移管することができる。

(3) 保育園の保育料（以下「保育料」という。）の滞納に伴う延滞金及び収入未済を防ぐために制度上のとりうる対策について

保育園は、「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」に基づき、保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設である。保育料は、保育園の施設利用に係る経費の一部を保護者が負担するものであり、保育必要量（保育標準時間、保育短時間）により細分化され、原則、保護者の区市町村民税の所得割額を基に算定される。区市町村では、国が定める保育料の基準額を上限として定めることとされ、区では「目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例」により、所得階層に応じた保育料を定めている。

保育料の種別は、区立保育園の保育料、延長保育料、緊急一時保育料、私立認可保育園の保育料、延長保育料、一時保育料等があるが、滞納が発生した場合に延滞金を徴収する対象となる保育料は、区で利用調整（選考）を行っている、区立保育園及び私立保育園の保育料及び区立保育園の延長保育料である。

保育料の滞納については、「保育施設利用のご案内」に「保育料を滞納した場合」という項目を設け、督促が行われること、保育園利用の申込みの際に優先順位で不利となること、また、地方税法の例により財産差押え等の処分対象とな

ることを明記し、周知・啓発を行っている。

保育料の滞納が発生した場合は、保育課において納付勧奨・相談に適時対応しているほか、状況に応じて督促・催告を行い、生活状況や困窮度等を把握している。また、保育料の負担の公平性の観点から、「区の強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱」に基づき、一部の徴収困難な案件については債権回収を滞納対策課へ移管し、差押え等により債権を回収するなど保育料の滞納を解消している。

監査対象部局は保育料に関する債権管理は「児童福祉法」及び「子ども・子育て支援法」の趣旨に鑑み、保育の提供を維持・継続しつつ、滞納の防止及び適切な債権の管理に努めていると主張している。

(4) 保育料の現年賦課分と滞納繰越分に係る収納状況について

令和3年度における保育所利用者負担金の収納状況は、調定額970,502,430円で、収入額968,644,320円、収納率99.8%であり、令和2年度は、調定額738,062,950円で、収入額730,193,910円、収納率98.9%であった。令和3年度決算時点における保育料未徴収額は821万円余である。

本区における保育料の納付方法は、基本的に口座振替での納付を納付者に依頼しており、令和5年2月分保育料3,006件のうち、98%に相当する2,946件が口座振替を利用している。

(5) 滞納対策の状況、延滞金の取扱い等に関する他自治体の状況について

「区の強制徴収債権に関する滞納対策事務の一元化に係る事務処理要綱」に基づき、保育料の未納者に対し一部の徴収困難な案件で滞納対策課へ移管したものは、令和3年度の対象者4名分（移管額：1,710,900円 収納金額：443,700円）である。令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、保育料の無償化への方向性なども踏まえ、現時点で23区において保育料の延滞金を徴収している区は2区のみであり、本区においては延滞金の徴収実績はない。

(6) 滞納に伴う各種の方策の実施状況について

保育料の滞納に伴う方策として、保育課は、保育料未納者への保育園の入園・転園に係る不利益となる仕組みを、令和4年度に令和5年4月入所第2次利用調整において1件実施した。なお、保育園利用の申込みの際の優先順位で不利になる取扱いについては、納期限内で納付している納付者との公平性の観点から「保育所入所利用調整会議における処理基準」において設けている。また分納相談については、令和4年度に5世帯（分納額785,490円 納付額630,440円）に対して実施した。

(7) 延滞金の想定金額と収入未済額全体との関係について

保育課が該当の年度における滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間（納期限の翌日から滞納額を全額納付するまでの期間）を1年間と仮定して目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（以下「区延滞金等条例」という。）に基づき延滞金を試算したところ、令和3年度は、1件当たりの滞納額は16,892円となり、当該滞納額に係る延滞金は2,351円、令和2年度では、1件当たりの滞納額は17,071円であり、延滞金は2,380円となった。

(8) 関係規定である条例と規則に係る運用について

保育料の延滞金については、地方自治法第231条の3第1項から第2項の規定を受けて、区延滞金等条例により、保育料の滞納に伴う延滞金の徴収及び減免の規定が定められている。

実務上で行うこととなる延滞金の計算は、滞納債権に係る納付を受けた後、滞納期間の日数を確定することができ、その上で初めて行えるものである。

監査対象部局は、延滞金の徴収に係る納付書の送付や管理等の対応など、法令等に則り延滞金徴収を確実に履行する場合には、これらに係るシステム改修経費及び人的経費等が別途必要となることから、これらを合わせた経費と延滞金の回収見込額との比較衡量を行うことは、当然に勘案すべき事項と主張している。

また、延滞金の徴収に関しては、個々の納付相談の中で、納付に係る資力の状況などを含めた相談記録を残していることから、延滞金減免の根拠条文目黒区特別区税条例施行規則（以下「区税条例施行規則」という。）第37条第5号「前各号との均衡上、区長において減免の必要があると認めるとき。」に沿う運用を行っているとは主張している。

なお保育料の例ではないものの、先の最高裁判決（不作為の違法確認等請求事件、最高裁判所第二小法廷平成12年（行ヒ）第246号、平成16年4月23日判決）を示している。

(9) 今後の見直しについて

監査対象部局は、保育料に関する債権管理は、受益者負担の観点から、主として保育料本体の納付に注力しているところであるが、延滞金の徴収に関する条例及び規則等の規定に即した運用を行うことが必要であり、延滞金を含めた今後の保育料の徴収等に当たっては、より適切な管理が可能となるよう、保育システムの改修や納付率向上に向けた環境整備、人員体制の確保など、全庁的な検討を通じて合理的な基準に基づく実現可能性及び福祉施策としての総合的な判断のもとで、適切に対処していく必要があるとの認識を示している。

2 判断

以上の事実関係の確認及び監査対象部局に対する説明聴取、関係書類の調査に基づき、本件請求は、違法な行為に基づく怠る事実とそれに基づく損害があるとは認められないことから、損害の補填に係る部分は棄却する。ただし、保育園の保育料の滞納に伴う延滞金については、目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例第3条及び第4条並びに目黒区特別区税条例施行規則第36条から第39条に基づく手続きについて、令和5年7月31日までに必要な措置を講ずることを勧告する。

3 判断の理由

(1) 保育料の滞納に伴う延滞金を徴収していないことに伴う区の損害について

保育料の徴収事務は、賦課決定の後、納付者等に対し納付書を送付することから始まり、その後、納期限内に納付しない者に対し、督促状を送付する。

保育課は、督促状の送付後も納付がない場合、催告を実施し、また、納付相談に応じながら納付を促し、生活状況や困窮度等の把握を行い分納の対応もしている。また、保育料の負担の公平性の観点から、一部の徴収困難な案件については、債権回収を滞納対策課へ移管し、財産調査等の納付能力調査を実施し、滞納処分として財産の差押えに着手するなど、保育料の滞納の解消に努めている。

なお、滞納対策課は、住民税及び保険料等に係る滞納債権を一元的に管理しており、差押えを行った場合、その財産の公売等をもって滞納の住民税あるいは保育料に充当等することにより、一連の未納債権に係る徴収事務が完了する。

保育料に係る現年度賦課分及び滞納繰越分に係る徴収実績については、保育課による説明及び関係資料から、次の事実が判明している。

保育料の収納率については、保育課の説明及び関係資料から、令和3年度では、99.8%であり、令和2年度でもほぼ同水準である。基本的には口座振替を保護者に依頼しているとともに、一部の徴収困難な案件は滞納対策課に債権回収を移管し、財産調査と差押えなど強制徴収も必要に応じて行うなど、限られた職員配置の中で、保育の提供を維持・継続しつつ、滞納の防止及び適切な債権の管理に努めているとの監査対象部局の主張は、収納率を見ても理解できるところである。

保育料の収納率は、近年99%台で推移しており、これまでの収納率向上の取組実績が認められる一方で、滞納繰越分の収入額及び対象件数に基づく1件当たりの滞納額を用いて、滞納期間を1年間と仮定した延滞金の試算では、令和2年度及び3年度とも延滞金額は約2,300円となった。この金額は、仮計算のもととなった1件当たりの滞納金額の14%程度である。

保育課及び滞納対策課は、この延滞金を徴収するために納付書を送付し、納期

限内に納付されない場合は、督促や催告を実施し、さらに納付がない場合は訴訟の手続が必要となる。なお、請求人は請求の要旨において目黒区使用料その他収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例施行規則（以下「区延滞金等条例施行規則」という。）第3条に違反すると主張しているが、公立保育所の保育料は児童福祉法第56条第7項の規定により、また、私立保育所の保育料は子ども・子育て支援法附則第6条第7項の規定により、いずれも強制徴収を行うことができるものの、保育料の延滞金の強制徴収について規定する法律はない。従って、地方自治法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例による処分ができるものであるときは、当該収入金及びこれに係る延滞金について滞納処分ができるとした区延滞金等条例施行規則第3条は、保育料の延滞金には適用されない。よって、請求人が主張する区延滞金等条例施行規則第3条に違反するとの理由は認められない。

納付相談を行う保育課や一部の徴収困難な案件の移管を受けた滞納対策課では、保育料の納付能力を適宜把握しており、税は徴収金の先取得権の順位が保育料よりも上位であることから、納付され、あるいは強制徴収した金額については、税の延滞金への充当を含めた検討を行った上で、滞納した保育料に充てられている。保育料未納に伴う延滞金については、徴収金の先取特権の順位や、納付能力を実態として確認する中で、徴収できない事例もあるものと考えられる。

保育課は、保育園が保護者の就労、疾病等の理由により保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする児童福祉施設であることや、保育料の未納者の入園・転園に係る選考上不利な仕組みを周知し、滞納債権を生じさせないこと、生じた場合であってもその期間を短くすることが、保護者に係る不利益に至らない取組となることから、納付の利便性の向上及び滞納債権に係る早期の解消に取り組んでいることには、一定の合理性が認められる。

保育料の徴収に向けて未納者の財産や収入等の経済状況を把握し、保育料の納付状況を確認するなど、相応の取組を行ったうえで、延滞金を徴収しないことについて判断を行っている状況に照らせば、延滞金の徴収を違法若しくは不当に怠り、区に対する損害が生じているということとはできない。

なお、不作為の違法確認等請求事件に関する最高裁判所判決（平成16年4月23日判決）は、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定を踏まえてのものであり、保育園の延滞金の徴収については費用対効果の観点から参考とすることができる。

（2）各納期限後の未納の保育料を納付した後の延滞金減免の適法性について

地方自治法第231条の3第1項及び第2項においては、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しないものがあるときは、普通地方公共団体の長は督促しなければならないこと、督促をした場合は条例の定めるところにより延滞金を

徴収することができることが規定されている。これを受けて、区延滞金等条例第3条では、収入金を納期限までに完納しない者に対し、督促した場合においては、延滞金を徴収すること、第4条では、区税の延滞金減免の例により減免することができることを規定し、区税条例施行規則の第36条から第38条では、該当する理由がある場合においては、延滞金を減免すること、第39条では、延滞金の減免を受けようとする者の減免に係る手続きを規定している。

延滞金は、納期限内に保育料を納付した納付者との公平性を保つために課せられるものであり、本来の望ましい納付期限内納付を促すとともに、保育料滞納を抑止する効果があると解されるから、延滞金徴収の対象となる納付者は納付能力が十分にありながら納期限内に納付しない納付者を対象としていると解される。さらに、保育料の滞納により保育園利用の申込みの際に優先順位が不利になる方策があり、本区ではその実績もあることから、納期限納付への誘引としては延滞金が唯一のものではない。

地方自治法第231条の3第2項では、延滞金を徴収できると規定しており、これを受けた区延滞金等条例第3条及び第4条で、滞納した保育料とともに延滞金を徴収するとした上で、区税の延滞金減免の例により、減免することができるとしている。これは、納期限内に保育料を納付できない事情のある納付者から必ず延滞金を徴収することを要求するものではないことを認めた規定であると解され、納付者の財産及び収入の状況から納付能力が必ずしも十分でないことを認めた納付者に対し、延滞金を減免することまで禁止しているものではないと解される。

各納期限後に未納の保育料が納付された後の延滞金減免の行為は、滞納債権の解消に向けた納付相談により生活状況や困窮度等を把握し、滞納金の納付に向けて、納付相談に基づく計画的な納付の働きかけを行っていることから保育課職員の職務権限の範囲内と解される。また、滞納対策課へ移管した滞納債権に伴う延滞金の減免については、滞納対策の一元化に基づく取組により、税と保育料に係る各滞納債権の解消に向けた納付相談、財産調査あるいは差押え等の強制徴収も行う中で、滞納者の財産及び収入の状況等を把握している滞納対策課職員の職務権限の範囲内に属すると解される。

保育課は、財産や収入の状況なども把握しており、滞納債権が滞納対策課に移管された場合の保育料については、税の徴収金の先取特権の順位が保育料よりも上位であることから、税の滞納債権がある場合には、税の延滞金への充当も含めた検討がなされた上で、滞納した保育料に充てることから、保育料未納に伴う延滞金を納付できる余力は実態として確認されているものと解される。

以上のことから、区延滞金等条例第4条の延滞金を減免することができるという規定を適用して、延滞金を徴収していないことについては、違法と認めることはできない。

(3) 決裁行為等の延滞金減免手続きについて

監査対象部局は、保育料の納付は基本的には口座振替とし、滞納が発生した場合には早期解消に向けて納付相談や、案件に応じた強制徴収を含めた取組に注力することで、保育料の滞納を着実に解消していると主張している。23区においては、児童福祉施設である保育園の使用料という性格及び幼児教育保育の無償化の方向性なども踏まえ、現時点で延滞金を徴収している区は2区のみである。

また、延滞金の計算を実際に行う場合、滞納債権を完納後に延滞期間の日数を確定し、延滞金を算出するものであることから、延滞金確定後の納付書送付、送付後の納付相談等に伴うものとして、システム改修経費や人的経費が別途必要となることから、これらを合わせた経費と延滞金回収見込み額との比較考量を行うことは、当然に勘案すべき事項であると主張している。

区税条例施行規則第36条から第39条は、区延滞金等条例第4条で定めている延滞金を減免することができるという規定に関して、その理由や手続きを定めたものである。税における延滞金については免除等の決定処理を行っており、滞納対策課職員の減免判断が恣意的とならないために、地方税法第15条の9が規定する延滞金の免除要件を参考にして、区税条例施行規則第36条から第39条の規定に基づき、滞納対策課長が決裁している。一方、保育料に係る延滞金についての決裁は行われていない。なお、延滞金の減免等の決定権者は保育課長であるが、滞納対策課に移管した滞納債権の延滞金については、滞納対策課長が決定権者となる。

児童福祉施設である保育園の負担金という性格や滞納者に対する保育の制約的な制度もあること、基本的に口座振替での納付を依頼し、納付相談や経済状況等の実態的な把握をしている中であっても、各々の決定権者が減免に関して個々の決定を省略することは許されない。

よって、保育料の延滞金の減免に関する保育課職員及び滞納対策課職員の適正な職務執行とその透明性を確保するため、保育課長及び滞納対策課長は個々の事例ごとの決裁を行う必要がある。従って、現在、個々の事例に係る決裁を経ている延滞金減免事務は、事務手続き上は適正を欠くものと判断せざるを得ない。

しかし、保育課の職員により保育料管理のシステム等を利用し、客観的な資料や納付交渉記録を確認して延滞金減免の判断が実態的に裏付けられる形でなされてきており、また、滞納対策課に移管された滞納債権については、滞納対策課の職員により、滞納管理に係るシステムを利用し、客観的な資料や納付相談の記録を確認して延滞金減免の判断が実体的に裏付けられる形でなされているため、そこには保育課職員及び滞納対策課職員による恣意的又は濫用的な延滞金減免事務が行われていないと認められることから、保育課長及び滞納対策課長の個々の事例に関しての決裁行為がないことのみをもって、延滞金減免の行為が直ちに

違法若しくは不当と認めることはできない。

以上から、保育課職員及び滞納対策課職員による権限を濫用又は逸脱した延滞金減免の行為が存在した事実を認めることができないため、違法若しくは不当な職務執行、又は職員の怠る事実が存在したと認めることはできない。

(4) 区条例及び区規則に基づく延滞金の賦課及び徴収並びに減免に係る事務の実施について

保育料の延滞金の徴収に係る23区の状況や、また、滞納に伴う各種の対策を行い収入未済の縮減に努めてきている中で、延滞金についての徴収実績はない。限られた人員で、広範な滞納対策に係る施策を行うためには、当然注力すべき取組があることも事実である。しかし、本区においては、滞納債権の一元化に伴う取組を行う事例もある中で、保育課の納付相談等により滞納者の生活状況等に係る状況把握に基づく納付能力の見極めは総合的にできるようになっているものと考えられる。保育料は、徴収金の先取特権の順位が税より劣るものの、納付能力と納付の意欲を見極めた上で、納付の見込みがあれば、延滞金を含めるのは当然であり、納付の見込みがないと基準に照らして判断されれば、区延滞金等条例で定める延滞金の減免に係る手続きを行う必要がある。

以上の点から、請求人の本件監査請求は、判断のとおり一部を棄却するとともに、他について勧告する。

4 意見・要望

保育料の徴収に関しては、納期内納付に資する方策として、保育課では保護者に対して基本的には口座振替による納付を依頼し、納付相談を通じて分納の対応などもしており、また、滞納対策課では財産調査などの滞納者の状況把握と必要な差押え等の強制徴収により、可能な限り短期間で保育料の納付に至ることで、延滞金が生じることを防ぎ、あるいは少額で済むものとなるよう滞納債権の早期解消に努め、高い収納率を確保していることは評価できるものである。

しかし、滞納債権の回収に係る過程で、滞納者の状況を全体的に把握できているのであれば、保育料において滞納期間に応じて生じた延滞金についても、納付能力を個々に判断し、区延滞金等条例に基づく事務処理を行い、その妥当性を高めるべきである。令和元年度から「幼児教育・保育の無償化」がスタートし、今後も段階的に保育料の無償化が進む方向性がある中で、区延滞金等条例に基づく事務処理を行うに当たっては、人員体制や実施に伴う経費などの状況を踏まえたうえで、適切な方策を検討されたい。

以 上